

# 折尾愛真学園笹尾ヶ丘同窓会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は折尾愛真学園笹尾ヶ丘同窓会と称する。

第2条 本会は本部を折尾愛真学園内に置く。

第3条 本会は会員相互の連絡親睦を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事 業

第4条 本会は本会の目的を達成するために必要な次の事業を行う。

1. インターネット ホームページへの掲載
2. 同窓会総会及び懇親会の開催
3. その他必要な事業

## 第3章 会 員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 折尾愛真学園各学校卒業生
2. 特別会員 折尾愛真学園現職員
3. 客 員 折尾愛真学園旧職員及び学園縁故者にして会長が承認した者。  
全会員が住所、氏名、その他身上に異動を生じたときは、その都度本部に連絡しなければならない。

## 第4章 役員及び顧問・相談役

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長(1名) 2. 副会長(3名) 3. 常任幹事(若干名)
4. 幹事(若干名) 5. 会計監査役(2名)

第7条 選出及び任期は次のとおりとする。

1. 本会は学園長及び事務局長を顧問に推す。
2. 相談役は、会員の内から会長が幹事会に諮り承認された者とする。
3. 会長及び副会長は常任幹事で推薦し、総会において承認を得るものとする。
4. 常任幹事は幹事会において幹事の内から推薦し、会長がこれを委嘱する。
5. 幹事は正会員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
6. 監査役は正会員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
7. 役員の仕事は3年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期中退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括し幹事会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 常任幹事は本会の事務を処理する。
4. 監査役は、会計一切の監査を行う。

## 第5章 会 議

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 常任幹事会
3. 幹事会

第10条 定期総会は3年に1回開催し、会長がこれを招集する。

また、会長が幹事会の議決により必要と認めた場合には、臨時総会を開くことができる。

第11条 定期総会には次の事項を報告又は審議する。

1. 会務の報告
2. 予算・決算の承認
3. 役員の変更
4. 事業計画の承認
5. 会則の変更
6. その他の重要事項

第12条 総会の議長には会長がこれにあたる。議決を要するときは、出席会員数の賛成による。ただし、賛否同数のときは議長の裁決によるものとする。

第13条 幹事会及び常任幹事会は年3回開催する。ただし、会長は必要に応じて会議を開催することが出来る。

## 第6章 会 計

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の経費は正会員の入会金1,000円、会費2,000円、通信会費2,000円、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。なお、入会金、会費、通信会費は入会時まで納めることとする。

第16条 本会の予算及び決算は監査役が監査し、幹事会に諮りその承認を受けた後、総会に報告してその承認を受けなければならない。

第17条 本会は基金を設けることができる。

基金は入会金、特別寄付金、事業収益金及び経常費の一部を繰り入れてこれに充てる。

## 付 則

この会則は昭和11年 3月制定施行する。

この会則は昭和37年 4月改正する。

この会則は昭和48年11月改正する。

この会則は昭和61年 6月改正する。

この会則は平成14年11月改正する。

この会則は平成17年 6月改正する。

この会則は平成25年 6月改正する。

この会則は令和4年 11月改正する。